

## 第 2 回 農業委員会委員の定数等検討委員会会議録

召集年月日	平成16年1月13日(火曜日) 午後1時30分	
召集の場所	築館合同庁舎 第5会議室	
出席者	氏 名	職 名
	1番 佐藤 龍 光	農業委員会会長(築館町)
	2番 千 葉 聰	" (若柳町)
	3番 鈴 木 征 夫	" (栗駒町)
	4番 武 田 邦 彦	" (高清水町)
	5番 門 傳 仁	" (一迫町)
	6番 佐 藤 健 一	" (瀬峰町)
	7番 高 橋 次 男	" (鶯沢町)
	8番 菅 原 博	" (金成町)
	9番 石 川 秋 男	" (志波姫町)
	10番 千 葉 幸 雄	" (花山村)
	11番 長谷川 厚 子	学識経験委員(築館町)
	12番 三 浦 徹 也	" (若柳町)
	13番 千 葉 久	議会議員(栗駒町)
	14番 佐 藤 幸 生	" (高清水町)
	15番 山 村 喜 久 夫	学識経験委員(一迫町)
	16番 佐々木 幸 男	議会議員(瀬峰町)
	17番 大 内 朗	" (鶯沢町)
	18番 飯 田 明	学識経験委員(金成町)
	19番 白 鳥 一 彦	" (志波姫町)
20番 中 鉢 泰 一	議会議員(花山村)	
欠席者	なし	

次 第

- 1 開 会
- 2 開会の挨拶
- 3 案 件
  - 1 ) 選挙による委員定数及び選挙区設置についての検討
  - 2 ) その他
- 4 閉会の挨拶
- 5 閉 会

## 第2回 農業委員会委員の定数等検討委員会

### 1. 開 会 午後1時35分

○小野寺(桂)調整第二班長 それでは、大変ご苦勞様でございます。

定刻5分ほど経過いたしましたけれども、ただ今から第2回の農業委員会委員の定数等検討委員会を開会させていただきます。

開会に当たりまして、石川委員長の方からまずご挨拶を頂戴したいと思います。

### 2. 挨 拶

○石川秋男委員長 皆さん、改めまして明けましておめでとうございます。

今日は第2回の検討委員会ということでご案内申し上げましたとおり、年明け早々皆さん何かとご多忙のところ全員ご出席を賜りましたことに対しまして厚く御礼申し上げたいと思います。

さらに、今年は、去年の暮れから年明けですか、大変穏やかな気候で、皆さんもお健やかに新しい年を迎えられたことと思います。

そうした中で、今日は2回目の検討委員会ということでございますが、先に去年の21日ですか、第1回の会議の中で皆さんと申し合わせしましたことを本日の案件になります選挙区の問題とそれから、定数の問題がある訳でございますが、そういうことで、皆さんに次回の検討委員会までに、それぞれの考えを持ち合わせて出席していただきたいということで決まったことでございますが、今日はその中に、先に、早い時間に結論といいますか、皆さんの意見を集約しまして、時間も余りないようでございますので、今日は1日に2つも3つも決めることはなかなか大変でございますので、1つ1つ片づけて、結論を出していきたいという考えでございますので、皆さんのご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。簡単でございますけれども、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお祈いします。

### 3. 案 件

○小野寺(桂)調整第二班長 それでは、さっそく案件の方に入らせていただきます。

恒例によりまして石川委員長の議長役で案件の方を協議進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○石川秋男委員長 それでは、事務局のご指名でございますので、暫時の間進行役を進めさせていただきます。皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

まず、会議に入ります前に、事務局の方から報告事項をお願いします。

○二階堂調整第二班員 二階堂と申します。よろしくお祈いします。

私の方から第1回目に提出いたしました検討委員会資料ということで、A3版の横長の資料、今回再提出ということで、ご説明させていただきたいと思います。

といいますのは、第1回目の委員会の際に若柳の委員さん、瀬峰の委員さん、花山の委員さん方から農地面積が少ないというか、統一した基準を設けて調査したのかというご質問がありまして、それに伴いまして、農業委員会等に関する法律、施行令等を調べまして、県の方に問い合わせしました。その結果が本日の資料の一番後ろのA4版で示してあります。農業委員会等に関する法律施行令第5条中の、選挙区の基準の施行令でございますが、「全ての選挙区につき、その区域内の農地面積」、この「区域内の農地面積」ということで、第1回目の資料につきましては、東北農政局の統計情報部で作成しております宮城県農林水産統計年報、平成14年度版ということで出しましたが、県に問い合わせしたところ、この回答にあるとおり、統計年報も属地主義であります、あくまで統計数値であるため、各町村の農家基本台帳か農地基本台帳か、その数字を利用した方が望ましいという県からの回答がありまして、早速農業委員会並びにその基準農業者数につきましては、第1回の資料につきましては、選挙人名簿の登録世帯数ということで捉えておりましたが、これにつきましても選挙人名簿に登録されていなくても、10アール以上の農地を耕作していれば基準農業者数に該当するという回答をいただきまして、早速各町村の農業委員会に資料の調製ということで、数値を提出していただきました。

その数値が今回皆さんにお渡ししたA3版の資料であります。

それで、変更があった場所ということで、黒く網かけしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで第1回目に選挙区の基準ということで、失礼でしたが、花山村さんが難しいという話をしておりましたが、今回の調査の結果、どの町村も選挙区の基準は満たしておるといような調査結果になりましたので、ご報告をいたします。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。以上でございます。

○石川秋男委員長　ただ今事務局の方から説明があったとおりでございまして、したがって、今回は10ヶ町村、選挙区の基準に該当ということで、これから協議に入りますが、いずれの町村も選挙区が設けられるという状況でございます。

それでは、早速協議に入りたいと思ひます。

まず、ここに案件として1)がある訳でございますが、いろいろ委員定数、選挙による委員定数及び選挙区設置についてでございますが、まず、最初に、選挙区の設置の可否について各委員さん方のご意見をお聞きしたいと思いますので、よろしくご意見等があればお願ひしたいと思います。要するに、選挙区を設けないで、全区一本にするか、あるいは小選挙区制にするかということでございますので、それぞれのお考えがあると思ひますので、ご意見を伺って参りたいと思ひます。（「はい」の声あり）

○石川秋男委員長　はい、千葉さん。

○千葉幸雄委員　花山の千葉です。

私は、選挙区を設けてやった方がいいのではないかなと思ひます。皆さんに諮っていただきたいと思ひます。

○石川秋男委員長　ただ今花山の千葉委員からお話がありましたとおりで、選挙区を設けた方がよいのではないかというご意見がございまして、これにつきましてもご異議ございませんか。

（「なし」「はい」の声あり）

○石川秋男委員長　はい、どうぞ。

○門傳 仁委員 一迫の門傳です。

何のために選挙区を設けるかということが1つあるんですね。だから、その理由をはっきりさせなければまずだめだろうというふうに思います。

それで、私自身は農業という特殊性の立場から選挙区を設けるというのは当然のことだと思っておりますが、その辺の理由を明示していかなければ、合併協の中で理解を得られないのではないかとというふうに思う訳です。だから、そう思います。

○石川秋男委員長 その理由付けですか。

○門傳 仁委員 議論をするんですけども、要するに、古川の合併協、大崎地方の合併協の小委員会を見てみますと、最初に農業委員会として活動するために最低どれだけの農業委員が必要かということをもっと最初に前提としたんですね。そういう形の中で、古川地区の農家数対農業委員数を1つの基準にして、まず農業委員が何人必要かということを検討している訳ですよ。そうしますと、古川地区で62人の農業委員が必要だということになったんですね。62人ということは、ちょっと法律に合わないものですから、それで2つの農業委員会にするという結論に至ったんですよ。やっぱりそういうふうな論理性といいますか、そういうのがまず必要ではないかなと思うんですね。

それから、登米地方の合併協議会の中でも議論があった訳ですけども、農業委員会が農業委員会としての活動をするベストの規模というのは多分あるだろうというふうなことなんです。それで、登米地区の場合も最初複数の設置をした方がいいのではないかとというふうな話がありまして、それは各農業委員会の中でアンケートをとるなり、協議した中で9つの町村あるんですけども、5つの委員会では1つにと、4つの委員会では2つが必要ではないかとというふうな話になって、その場でそういう話を聞いて、幹事会の中では皆さんの意見を聞くという立場で両方の案を出して、この場でこういう協議会小委員会の中で、そういう一連の1つにするか2つにするかも含めてこの場で小委員会の中でやっている訳です。

やはり、農業委員会の仕事といいますか、それが果たしてできる規模になるような合併後の農業委員会の姿というのを描かなければ、この委員会の使命というのがないのではないかとというふうに思うんですね。

その辺を頭に入れながら議論をしていかなければならないというふうには思っています。

○石川秋男委員長 門傳委員の話は分かるんですけども、それを今また振り返ると、この間第1回目の時はいろいろな意見を聞いて、相当、こう長くかかったんですけども、なかなか今までの経過とかあるけれど、合併協議会で決めたことということで、1つということに決定付けられたんですね。だから、それに対しては、結局1つの委員会は最高限度が40人ということに決まっているから、それ以上の選挙委員の委員定数は増やす訳にはいかない訳ですね。しかし、おのずと40人最高限度で持っていくほかないという結論なんですけれども、門傳委員が言うのも分かるんですけども、それに固まってしまって、今日これから協議するのは、選挙区とあと定数はもう40人だけれども、あと、それから配分なんかもあると思いますけれども、それはこれからの課題だと思うんですね。

○門傳 仁委員 一迫の門傳です。

要するに、1つにするとか2つにするという議論ではなくて、活動するのにどれだけの数が必要なのかということがやはり重要なことなんです。例えば1人の農業委員で栗原郡内1人でいいのかとい

うことになる、10人以上ですから、10人でいいのかということになれば、とてもこれは仕事ができない訳ですね。その辺のところをもうあらかじめ枠に入れてしまって、この議論をするということがそもそも間違いだということを前回から申し上げたかった訳ですよ。

だから、そういう意味では、なぜかというと、比較の表が確かありましたが、日本で多分1番大きい区域を持った農業委員会になるはずですね、これは1つの農業委員会となると。登米地区が面積で全国で2番目、それから農家数で5番目というお話でしたので、そうすると、そこよりもおらほは規模が大きいのではないのでしょうか。その辺のところをどういうふうにとらえているのでしょうか。

多分そういうことなんで、言わば日本中の規範になるべき農業委員会を作ることが必要だと思う訳です。（「はい」の声あり）

○石川秋男委員長 はい、どうぞ。

○白鳥一彦委員 志波姫の白鳥です。

今門傳さん言ったように、その基準としての捉え方として、見方というのは、そればかりじゃなくて、やっぱり両方からの、この位の人数でしか見なければならぬということ、逆の見方もできるんじゃないでしょうかね。

だから、何でこの面積と農家戸数当たりで何人設定しなければならないから、それでは農業委員さんは例えば今40人以内と言われてはいますが、50必要だ、60だということになってくるかと思うんですけども、今回はやっぱり40ということでもう決められてしまったということで、やっぱりその中でじゃあ面積なり農家戸数なりを見ていかなければならぬんだということで、だから、その考え方がどっちがいいということではないんですけども、そういう限られたものが条件にあるんだということを理解して、とにかく、私は今日みんなに早い話が全員に意見をどっちかということで、聞いていただければと思います。あと、順番来たら言います。

○千葉幸雄委員 ただ、差し戻し、受け入れられるのなら皆受けてもらった方がいいと思う。ただ、私としては、差し戻しする……

○石川秋男委員長 差し戻して何ですか。

○千葉幸雄委員 前に決めたことを差し戻して、また別に決めるということ。1つの委員会ではなく、2つの委員会にするとか。

○石川秋男委員長 いや、それはできないんじゃないですか。

○門傳 仁委員 一迫の門傳です。

別に私は、1つがいいとか2つがいいとかと語っている訳ではないんですよ。ただ、その選択肢をもがれた中で話をしているのはおかしいのではないかとということなんです。最初から1つということで決めて話している合併協議会はほとんどないですね。私いろいろ調べてみましたけれども、登米も大崎もそういうことはないです。最初から1つに決めて、そして定数とか、選挙区の設置とかというふうにして話しているところは1つもないです。

何が重要なのかということ、要するに将来的なビジョンですから、そのビジョンを組めないような状況ではだめだと思うんですけども、本来。だから、むしろそういうことで、本会議に差し戻すべきものでないかなというふうには私は思っておりますし、今日提案として差し戻したらいかがかという提案をしようかというふうには思っては参りました。

ただし、私が2つに固まっている訳ではないですし、それは議論の課程の中でどうしても必要であれば2つにするし、それで必要なければ1つでいいんだという立場に立っていますから、ただ、その辺はお間違いのないようにしていただきたいんですけども。

○石川秋男委員長　私の立場とすれば、第1回目の21日の協議の中でいろいろな意見が出て、また今までの合併協のあり方ということも、ひとつ間違いも生じるということは、皆さんご認識のとおり、みんなで意見を出し合った訳ですね。

それで、合併協の方でも今まで委員会で検討した結果、こういうふうな結果になったので、これは1つ以外に複数ということは考えられませんということで、結論としてはあの日に1つということに結論付けたと思うんですが、これは私がまた自ら差し戻すということは、私の立場では言いかねますので、ただし、20人の委員が全員そういう気持ちであれば、それはやぶさかでないです。

また、ひとつ事務局の方でも、そういう今の話で、差し戻すというような、その辺はどうなのか。

○濁沼事務局次長　合併協議会の濁沼です。

皆さんが差し戻しという話なんですけど、例えば差し戻すというケースは、委員会が差し戻しじゃなくて、もしこの委員会の中で結論が出せないとなれば、協議できないということで、協議会に委員会の総意としての出し方をするのか。ただ、附属機関が付託を受けて検討すると、当然検討する前提の条件があります。協議会で、前回渡したんですが、1つの農業委員会にすると。選挙区をどのようにするのか、それから農業委員の定数を40人以内の、どのようにするか、2つについて付託されております。

その2つの内容の協議はできないよという話で、皆さんのお話ですと、1つの農業委員会、そうじゃなくて複数の農業委員会ということであれば、協議会で皆さん方に付託をする付託条件が違ってきます。ただ、その場合に果たして皆さん方に再度附属機関を作ってきて、協議を委ねるのか、これは全部任せたんですから、基本的には協議会が決定します。ただ、協議会で決定する中においてこの案件については、例えば小委員会を構成して、そこで協議をしてもらった方がいいというのか、それから、農業委員会みたいに、今回の農業委員会の取扱いみたいに附属機関を作って、これはいろいろご議論いただくというのがいいか、それを判断するのが協議会です。

協議会は、前にもお話ししたんですが、1つの農業委員会、それから人数を40人以内、この部分を協議会で決定しました。皆さん方の附属機関から協議会に差し戻すということは、これは手続上あり得ません。

皆さん方が協議会に戻す場合には、議論ができないと、例えば1つの農業委員会、それから複数というようなことのご意向の部分で、それをなしにして、1つの農業委員会を前提とした協議ができないというのであれば、それはそれとして附属機関の結論だと思います。ただ、その場合に、しからば、協議会がもう一度議論をし、複数の農業委員会を含めて附属機関で議論をしてくれという付託になるか、そうじゃなくて、分かったと。じゃ協議会で選挙区の設定の仕方、それから農業委員の人数について、附属機関に付託をしないで協議会が決定するということになるかもしれません。それは協議会が議論の中で検討していくことでありますから、くどいようですが、附属機関の委員会の皆さん方が協議会に差し戻すということは、これは事務の今までの議論の組織の決定の仕方からしてあり得ないと。こういうことです。

○石川秋男委員長　結論から言うと、やはり差し戻すとかとなれば、結局協議会で決定機関は協議会

だから、結局それでは話、協議なり検討できないのであれば、じゃあ、うちの方で全部一切附属機関を設けなくて、あくまでも合併協議会の委員会の中で決定するということになれば、それで終わりだね。（「はい」の声あり）

○門傳 仁委員 一迫の門傳です。

登米地区、大崎地区については、要するにここで練った案を協議会の中に案として出していくんですよ。それで、栗原の協議会みたいに1つの委員会としてあらかじめ決めて、それを、案を出しているんじゃないんですよ。それが私はおかしいんじゃないかと。

○石川秋男委員長 最初から栗原管内はそれで持ってきたから、それがひとつのあれなんですけれども、蚊帳の外に置いてやったということは、ひとつやっぱり問題点はあるんですけども、それをぐずぐず何回も言ったって、話は前に進まないと思うのね。だから、栗原方式なら栗原方式的な形で持っていきたいと思うのね、私は。

○門傳 仁委員 いや、例えばこの委員会の規程にしても、最初5名の10名という話だったのが、その後の経緯の中で10名、10名という話になりましたよね。なぜこの委員会の設置をするということで、それが今言ったように、半ば脅しのように言いましたが、なぜそのように差し戻しという、差し戻しという形ではないんですね。再提案という形でもいいと思うんですけども、そのようなことがなぜできないのか、協議会の中でですね。それが非常に不思議なところがあります。

○濁沼事務局次長 これは前回渡していると思うんですが、協議会の規約というのがあるんです。この中で皆さんの部分については、協議会の規約ですね。門傳さんは既にホームページなんかでご覧になってたと思うんですが、栗原地域合併協議会の規約があつてですね、この中の第12条にこのようがあります。「協議会は、特定事項を調査するため、附属機関を置くことができる。附属機関の組織及び運営その他必要な事項は、会長が別に定める」とありますから、この今日の附属機関については、あくまで「特定事項を調査するため協議会は附属機関を置くことができる」、これは協議会が置く必要ないという判断をすれば、附属機関は設けなくてもいいということです。

ただ、今回の栗原の協議会については、この農業委員の問題については、これは附属機関を置いて議論をすべきということになりました。じゃあ、具体的に附属機関を置くとすれば、委員構成はどういう人数の委員構成かということで、最終的に皆さん方の意向は意向としてありますが、「協議会の会長が別に定める」とありまして、附属機関の置き方として最終的に20人ということにいたしました。

これは、前回お話ししましたように、この20人に至るまでは、初めは10人構成の話も出ました。それから、15人構成の話も出ました。そういういろいろな議論がなされて、最終的には学識経験、協議会の委員から10名、それから農業委員会が推薦する各地域の、最終的に会長さんになりましたが、その委員構成が20人ということになりました。

これは、どうしてこういう構成になったのかと、この構成がおかしいだろうなんかという話は、それについてはお話ししたように、初めは10人構成、それから途中で15人構成、最終的に20人構成と、いろいろな議論があつたんですが、このようになったと。

今、附属機関の中で委員会構成なり、例えば先ほどの話に戻りますが、協議会で1つの農業委員会、それから40人以内という部分をどうしてなったのかというのいろいろな議論がなされて、最終的にそうなったということです。



それから、例えば登米郡の農業委員会の数、それから大崎の数、これは最終的に協議会で決定したということです。ただ、協議会に出す案件として、例えば協議会においては、附属機関を作ったり、小委員会を作ったりして、これは議会の議員の定数の関係、それから事務所の関係もそうなんですが、小委員会なり附属機関の結論が協議会の結論ではありません。当然これは、どういう意見集約をされても、最終的にそれをよしとするのか、それから答申された内容が若干変わって、協議会が決定するのか、最終決定機関は協議会です。

○石川秋男委員長　それでは、門傳さん1人の意見ばかり聞いていても時間が経ってしまうので、さっき白鳥さんから提案されましたように、委員会は1つということで、これは決定なされた訳です。決定済でございますので、これは、あんまり、あれなのかと思うので、まず、築館の佐藤委員さんから選挙区について、ひとつご意見等をお願いしたいと。

○三浦徹也委員　1人1人お聞きするんですしたら、私もいろいろ資料を作ってみましたので、その資料をコピーしていただければと思うんですが、いかがですか。

あとはどうぞ、委員長さんお話進めてください。

○石川秋男委員長　何かまた、難しい資料ではないですよ。

○三浦徹也委員　前の資料になってますけど、考え方だけでも思いまして作ったんですけどね。

○石川秋男委員長　これは、やっぱりいろいろ意見が分かれてしまうと思うよ。これだけ示されれば。

○三浦徹也委員　資料ですから。

○石川秋男委員長　それでは、築館の佐藤委員さんお願いします。

○佐藤龍光委員　築館の佐藤でございます。

いろいろご意見もあるようでございますけれども、私としても本当であれば、いろいろ一迫の会長さんがおっしゃったような考えで進めてきたつもりであったんですが、第1回目の会議の時の若柳の会長さん、町長さんからのお話であらましの理解はしたつもりでございます。

今、古川とか登米の方では最初から農業委員さん何人か入って、いろいろ農業委員会の状況を調査し、意見を述べられたんですが、運悪く、会長さんがお詫びしておられたように、最初から入れなかったということは申し訳なかったというお言葉がありまして、理解したんでございますけれども、普通であればやっぱり農業を司る行政の最高機関として農業委員会がやっているんだから、やっぱり農業委員会を最初から話し合いのもとに入るのか、全然連合会の誰もが入らなかったということは、私達は農業を軽視されているのではないかなと。口では農業、農業と言っているけれども、実際こういう立場にあつて、農業を軽視されておったんだなというのが本音の実感でありました。

ここまで来てどうのこうのということではできないので、いろいろお話を進めてきた上において40人という、実際的に数字、今までの農業委員会に提出をされた栗原郡の案件なり、ちょっと40人では無理だろうと思いましたが、町長さん方がこれで行くんだという方針を決めたようでございますから、次の機会にそれでもってどうなのかなというふうに考えてきましたので、この次の結局選挙区の設定、委員が40人決まりましたので、地域性を考えると言えども語弊ありますけれども、やはり選挙区を設定して、その地域の理解を得て、栗原郡全体を勉強する期間を見なければならぬのではないかなというふうに私は考えている訳でございます。

先ほど花山の会長さんおっしゃったように、選挙区制を設けて、地域制を設けて委員をご推薦なられた方がベターではないかなというふうに私は考えていた訳です。

やはり、先ほど申し上げたように、いろいろな首長さんが述べて、この地域は農業であるということに期待を置きながら、結果的には全然入っていなかったということを述べたところが、町長さん方は農業をうんと勉強しているんだということをはっきりここで、この会場で言われたんですけれども、やっぱり農業の諮問機関として農業委員会というのは、私達は公選でちゃんと出て、その行政を司っている訳ですから、その中に入らなかったというのは、今までのおそらく門傳さんなんかもそういうところのお話を聞いていただけなかったところに不満があったのではないかなというふうに私は感じております。

いろいろ申し上げたってなんですから、私は今日の議題に沿って選挙区の40人という規定の中において、これはやれるんだという10ヶ町村の町長さん達がそれを認めたんでありますから、私達はそれに従って、事務がやれるかどうか努力しなければならないと思いますので、選挙区制をもって40人制をお願いしたいなというふうに考えます。以上でございます。

○石川秋男委員長　それでは、順番にいきますので、長谷川さん。

○長谷川厚子委員　築館の長谷川と申します。

私も農業に携わる1人です。町内は特に全部カントリー結構やっています。地区的にもいろいろなところに行ってみますけれども、やっぱり最終的には栗原郡を見ていただくのは大変だということは実感して分かります。

それで、将来性を見込んでの対等合併だと思います。やっぱりそれなりの合併だと思いますので、皆さん協力して、そして将来の農業に力をもっと入れていただく、そういう気持ちは十分あります。

ただ、1回目としては、地区それぞれみんな地元でなければ分からないところもいっぱいあると思いますので、小選挙区ということで希望いたします。

○石川秋男委員長　ありがとうございました。じゃ、千葉さん。

○千葉 聡委員　若柳の千葉です。

合併協なり幹事会に関しましては、築館の佐藤会長さんと同感もしくはそれ以上に腹立たしく思っておる訳ですが、決められたものはやむを得ないということでございます。当局のご努力によりまして先ほど報告受けましたように、花山も選挙区を設けることが可能だということになりますので、ひとつ町村単位に選挙区を設置していただきたいと思っております。

ただ、町村単位に選挙区を設置しましても、農地法の特別処理件数1, 189件というのを見ますと、40人でやった場合に果たして可能なのかなというのが1つ疑問になってまいりますけれども、40と決めた以上はやらざるを得ないという感じでございますので、ひとつ最大限40を小選挙区をもってお願いしたいなと思っております。

○石川秋男委員長　ありがとうございました。次に、三浦さん。

○三浦徹也委員　若柳の三浦です。

私は、農業者出身ではございませんので、詳しくは分かりませんが、一応、農業委員会は合併後1つにするということと定員40人以内ということをお前提としてこの委員会に定数と選挙区についての付託協議があったというふうな前提で話を申し上げたいと思っております。

資料につきましては、今日渡された資料じゃなくて、前の資料を使ってありますので、数字的なものについては、若干違いがありますが、まだそこまでいっておりませんので、選挙区について申し上げます。

選挙区については、設置の仕方については、その1番に書いてありますように、お話の中身として、最初から選挙区を設けなくて、オープンで選挙するのかという議論、それから、2つ目はBに書いてあります町村ごとに設置して選挙するか、あるいはCブロック設置として選挙区を設けた方がいいか、こういったような私は考えられるということをごに項目として出た訳でございます。

第2番目(2)につきましては、選挙区を設けていても合併後の第1回選挙のみをこの選挙区制として第2回以降はオープンですることとも考えられるのではないかとといったようなこと。それから、第2回以降も引き続いて選挙区を設けてやって、いろいろな考え方があるかと思いますが、いずれにしても選挙区は設けて最初はスタートすることも考えられるかなと、今そんなふうに思っているところであります。

2番以降については、後でいいかなと思います。

○石川秋男委員長　ありがとうございます。それでは、次、栗駒の鈴木さん。

○鈴木征夫委員　栗駒の鈴木でございます。

それでは、簡単に申し上げますと、やっぱりこの件につきましては、栗駒でも3回ほど総会をかけていろいろ協議の場がありましたけれども、委員会1つについては、かなり問題ありました。それでもこれは協議会で決まったことだからどうにもならないということで、総会においては了承してもらいました。

そして、選挙区につきましては、これはまず複数にお願いしたいと。そして、検討していただきたいと。

そのほかに、あとの定数につきましても最大限の40人という話で、大体話して、当委員会ではそういう意思統一というか、考え方を持っております。以上でございます。

○石川秋男委員長　選挙区複数という話なんだけれども、ブロックごと、それとも各町村ごとですか。

○鈴木征夫委員　今回花山さんが該当になっているようでございますので、できれば10町村。

○石川秋男委員長　分かりました。じゃ、千葉さん。

○千葉久委員　私も鈴木さんと同様な考えでございます。1回だけ選挙区を設けて、できれば小選挙区制で、10町村でやって、それから3年後には全部統一して全町村でやるというような方法がいいのではないかと、このように考えております。以上です。

○石川秋男委員長　ありがとうございます。次、高清水の武田さん。

○武田邦彦委員　今前の方おっしゃったように、まず40人ということで、一つの委員会の40人にすることは私達の委員会の総会でもそういうことになりまして、了解を得ております。

選挙区の持ち方ですけれども、まず小選挙区制にさせていただいて、地域性を考えていただければと思っております。

それから、いろいろさっき議論の中でとか前の会議の中でも、門傳君が大変若い人なりの意見だと思っております。といいますことは、皆さんご存じのとおり、やっぱり誰かが言ったように、農業というものを栗原では捨てられないというのが、若ければ若いほどこれには熱が入っているものと思って、門傳君

は代表して私達のことをいろいろ代弁していただいた経緯がございます。この辺は門傳君も郡を代表して若い者の意見だと思っていただいて、合併協の皆さんにもその辺を十分ご理解いただければ私達同じ会長仲間として安心するところもでございます。若い人の代表ということで、私達も門傳君に同意するところは多々ございます。そういうことを十分承知して、認識していただければと思っております。よろしく申し上げます。

○石川秋男委員長　今武田委員からの話などでも、十分に一迫の門傳委員が言っていることは、合併協の会長も大分反省しているようでございますので、その辺でご勘弁願いたいと思います。

それでは、佐藤さん、申し上げます。

○佐藤幸生委員　高清水の佐藤でございます。

農業委員会の会長さん方のご意見を拝聴させていただいた訳でございますが、合併協議会の中でこの栗原市の構想ということで長い間議論してきている訳でございますが、それぞれ各町村の意向を最大限に尊重してというような基本を大切にしながら議論をしまいたところでございますが、栗原郡、宮城県、とにかく1番大きな市になるということで、非常に困難もあろうかと思いますが、しかし、足並みを揃えてというような、大きな代表の皆さん方のご意見というものをこれからさらに充実するために、この農業委員会の選挙のあり方についてもやはり農家の求めるところは、土地という1つの財産の問題を法に基づいて適切な判断で政策的な判断をしながらという、大切な訳でございますが、この国勢調査昭和40年後半になりまして農地、宅地線引きがはっきりなされましたし、登記上も大変正確になってきているというような時代になっております。

それから、いろいろ電算システム等の取り入れ等によりまして、調査等々、昔よりは大分楽になってきているなというように感じておる訳でございます。

そういう意味で、やはり大所高所から1つの農業委員会というような観点に立って、高度な農業政策のご提言を新市に提言していただくような考え方を持つ時代が変わっているんだということをまず私もは認識しなければというようなことを思っています。

そういう意味でまず、農業委員会の1つということの判断でございます。

それから、選挙制度のあり方でございますが、やはり本来どうなるか分かりませんが、1つの農業委員会、市1つの選挙ということは、求められるところではございまいしょうが、しかし、各町村の農家の意向を十二分に新市に反映をさせる、農業政策に反映させるためには当面選挙区の設置、各町村単位の選挙区設置ということで農業委員の選出、そして、この農業委員の特例に基づいて定数、定められた最大数の40という数字を意識しながら適正な選出をいただければいいのではないかなというふうを考えております。以上でございます。

○石川秋男委員長　じゃあ、次、門傳委員。

○門傳 仁委員　農業委員会の数がどうのとか、定数がどうのこうのというよりも、農業委員会としての法令業務あるいは任意業務というものがございまして、それを遂行するためにはある程度の基準が必要であろうというふうには思います。

それが例えば500ヘクタールに1人の農業委員の最低設置基準というものがあるんだと思います。それで、まず最初にありきは何かというのは、農業委員会ありきではないんですね。農業委員会の仕事がありきなんです。それで、例えば農地行政にしたって、余り数が少ないところであれば、問題が1

人で見きれない訳ですよ。それから、農業委員の数にしたって、せっかく農家が農業委員を設けられる権利があるんですね。要するに2つの農業委員会を持って、例えば2つの農業委員会を持ってしかるべき人数の中の農家数に応じてその農業委員が活躍するというような形をとる、そういう権利が農業委員会とその農業委員会を構成する農家にはある訳ですよ。農業委員会というのは何かといいますと、農家の代表です。農家の代表がそこで活動する訳ですから、それはそれなりに農家の権利を、これを縮小することによって農家の権利をないがしろにするということがあるのではないかなというふうに思います。

特に、栗原の場合ですと全国でも最大規模の市町村というか面積要件を持った、農家数を持った地域になるということをお含みおきをいただきたいなというふうに思っております。

その上で、今回の経緯のように、大崎でも登米でも最初の段階から農業委員が入って、あるいは全く農業委員会どうしますかということで、そういうところから小委員会が始まって、その小委員会が協議会に対して提言をします。案を出すと。その案を協議会が話をし、そこで協議会が決めていくというふうな形になっている訳なんですけれども、ここの協議会については、最初にもう枠を決めてしまっただけで話をしているということで、非常にこれは心外なことであります。

それから、通常このようなことは理解ができないということです。そのようなものを農家がそういう権利を失ってまでこの合併協議会に私が参加する意味はないのではないかなというふうに痛切に思っております。

○石川秋男委員長 結論としてはどうなんですか。一迫の会長さん。

○門傳 仁委員 私はあくまでも、だから最初の段階に戻った方がいいのではないかなと。それはあり得ないというのは事務局であって、協議会の中に提案をしていただければいいと思います。

○石川秋男委員長 それはだめだと言っているんだもの。

○門傳 仁委員 協議会というのは……

○石川秋男委員長 検討委員会、附属機関を設けなくて、協議会で委員会の中でやるとなれば、逆に40人が35人にされるか30人にされるか分からないんだよ。

○門傳 仁委員 そういう問題じゃないんですよ。40名でも30名でも20名でもいいと思いますよ。

○石川秋男委員長 だから、そういうことを言うんだっつらば、繰り返し繰り返し何回も同じことを言ったってしょうがないと思うのだね。1つに決まっちゃったんだもの。

○門傳 仁委員 決まっていないうんですよ。これは協議会が……

○石川秋男委員長 この前に決まったんだよ。この前の21日に。

○門傳 仁委員 違うんですよ。協議会はあくまでも各町村に提出する案を練るだけですから、協議会というのは、何ら法的なあれもないですよ。協議会というのは、

○石川秋男委員長 だって、そこで、協議会は決定機関なんですよ、だって。

○門傳 仁委員 決定機関じゃないんですよ。あれは提案機関ですよ。協議会というのは、どうなんですか。

○石川秋男委員長 ならば、この検討委員会は何になるんですか。逆に聞くけど。

○門傳 仁委員 この委員会は協議会に対する案を出す委員会だけじゃないですか。それで、協議会

がそれを否決すればそれで終わりですよ。

○石川秋男委員長　だから、何回も言うようだけれども、振り出しに戻すことはできないんだと。

○門傳 仁委員　できないと言ってるけれども、それはできないと言ってるんじゃないんですよ。

○石川秋男委員長　できないということはないけど、そうした場合、じゃあ附属機関の検討委員会を設けなくていいよというようになればそれで終わり。

○門傳 仁委員　それでも仕方ないですよ。だって、それは協議会の決定ですから。

○石川秋男委員長　だけれど、せっかく2回目まで、1回、2回とやって、委員さん方20名いる中でほとんどの方々は今協議して、選挙区制度を今意見を求めているんだから。

○門傳 仁委員　だから、私は前段に申し上げたとおりですよ。

○石川秋男委員長　それに従って、何回も繰り返しやったら、これは絶対協議なんか進まない訳だから。

暫時休憩します。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○石川秋男委員長　休憩を閉じて会議を再開します。

休憩前に門傳さんの意見をお聞きしたんですけれども、門傳さん、そのほか結論がどのようになっているの、やっぱり……

○門傳 仁委員　よろしいですか。私は、まず、議論の最初がなっていないということですよ。要するに、何のために農業委員会が必要かということをもまず議論していかなければだめだと思いますよ。というのは、要するに……

○石川秋男委員長　じゃ、門傳さん後にするから。もう1回聞くから。

○門傳 仁委員　農業委員の数、それから要するに選挙区割、全てについても農業委員会の役割とその仕事とそれとの関連なんですよ。だから、私は何回も言いますが、1つの委員会か2つの委員会だということにはこだわりませんけれども、ただ、しっかりとそれは仕事ができるのであればそれでいいですよ。そういうふうな……

○石川秋男委員長　今まで誰もどこも経験したことがないものだから、それは。

○門傳 仁委員　今までの経験で想像がつくじゃないですか。

○石川秋男委員長　やっているところもあるんだ、結構。仙台あたりは、今現在30人の委員でやっている。それもあるのだから、だから絶対やれないなんていうのは断言できないと思うんですね。

○門傳 仁委員　そんなことは私は言っていませんよ。

○石川秋男委員長　もう1回聞きますから。それでは山村さんお願いします。

○山村喜久夫委員　一迫の山村です。

協議会から検討委員会に付託された案件についてここで審議するのかしないのかということを通認をきちっとした中で進めた方がいいのではないかと思います。

あと、委員長さんから今示された、問われている件については、私は小選挙区制でいいのではないかと思います。

○石川秋男委員長　ありがとうございます。それでは、瀬峰の佐藤さん。

○佐藤健一委員　瀬峰の佐藤でございます。

私も基本的には、門傳会長さんと同じような考えを持っていますが、まずもって合併とは一体何なのやということで、ここで先生方のいたところで言いますけれども、やっぱり財政的なことで合併しなければならぬんだという建前のことについては、私も賛成でございます。

ただ、最初から言われましたことは、住民に対してもデメリットをいかに少なくするかということが合併の問題点なんですよ。とすれば、例えば農業委員会とすれば結局合併したことによって大きくなって、今までのような農家の方々にはサービスそんなにできないよと。先ほど仙台でもできると言いましたけれども、急にこう大きくなりますと、どの委員さん方も多分迷うと思うのね。今までのような働きはできない、ということがありますから、当然そのためにも我々も連絡協議会の中で合併してもできるだけデメリットを少なくするためには、複数の委員会を置いて、できるだけとりあえず委員さんを多くして、だんだんと少なくしてもいいんじゃないかということのを再三提案を申し上げたんですけど、残念ながら1つということになりました。

その中で当然今選挙区どうのこうのとありますけれども、当然これは選挙区を設けて、農家の方々の話を聞かなければならないというふうに思います。

ただ、先ほど申し上げられましたけれども、1期だけということでもありますけれども、私は当分の間やっぱり地区制を設けてやった方がいいんじゃないかなというふうに思います。以上であります。

○石川秋男委員長　ありがとうございました。佐々木さん。

○佐々木幸男委員　瀬峰の佐々木でございます。

これまで合併協で農業委員会の定数等あるいは農業委員会、1農業委員会というふうなことで決定した訳であります、合併協議会に付議される案件、これについては、専門部会あるいは幹事会で十分な議論がなされて、この案件として提出されてきている訳であると私は認識しておったんですが、合併協の会長さんからなかなかその辺配慮不足だったというふうなお詫びがあったようでございまして、この検討委員会においても今一迫の会長さんの方から話あったように、十分な議論がなされない中決定したというふうな経過があった訳でありまして、私も協議会の一員としてなかなかその辺チェック不足だったなというふうに反省している訳であります。

しかしながら、先ほど来から事務局あるいは委員会の委員長さんの方から戻れないよというふうな話でありますし、当然戻りますと、この案件だけ戻りますと大変なことになりますし、当然さまざまな案件も戻るようになると思いますので、この案件については40名というふうなことで私は皆さん方に理解していただかなければならないなというふうに思っております。

選挙区につきましては、私も農業委員会法第12条の委員の1人でありますから、私も委員としてお世話になっている訳でありますけれども、なかなか大変な仕事を抱えている訳であります。あわせて今プライバシーに触れる問題もさまざま農業委員さんにはある訳でありますから、地域に密着した農業委員活動というのは、私は大事だろうなというふうに思っております。

そういった意味合いからすれば、小選挙区制を設けて、当面このまま頑張って、少ない人員であります、少数精鋭で頑張っていただければなというふうにお願ひ申し上げたいと思います。以上であります。

○石川秋男委員長　ありがとうございます。次に、鶯沢の高橋さん。

○高橋次男委員　結論から申し上げます、定数につきましては、これは委員会が1となれば、そのような内容の法律で決まっているということで、また先ほど来、あるいは前回からも申し上げられているように、気軽に差し戻しもできないということは、どうにもならないのかと思いますけれども、ただ、振り返ってみますと、委員長さんを中心に各農業委員会の会長さん達が類々いろいろ検討した結果、その案を提示されましたけれども、その提示した内容が2つを出されたということは、非常にこれは連合会の事務局が出されたと思いますけれども、ちょっと不手際じゃなかったかなと。大変残念に思っています。

ということは、10ヶ町村の中で2町村は1委員会という申し出もありましたけれども、他は複数というような内容で提出された訳です。その内容を各自の会長さん達が町の助役さん、結局幹事会の方にも反映されるようにという内容で進められた訳なんですけれども、2案が出されて、どちらかと言えば私の考えから言えば簡単な方をとられてしまったのかなというような感じもしない訳であります。

いずれにしても、そういう内容であれば、最初から1委員会であれば40人以内ということになっておりますし、また、私達が一番心配したのは、結局先ほども誰からか話出ましたように、合併されると県内で一番、あるいは全国でも有数の合併の広範囲だということになりますと、各地域の農家実態が把握できるのかと、そういう人数の中で、そこをこれからどうされるのかということは委員会の進め方になると思いますけれども、その辺が大変心配されるところでございます。

また、お願いした幹事会の人達もこうやって見ると、協議会に結果が出てきますと、余りにも農業に対する関心が薄いのではないかなと。もう少し真剣に、本来であれば前回の会議の中でも出されましたように、幹事会の中で話し合いがどのような方向で進められたのか、その辺もお聞きできればと思いますけれども、なかなか出せないというふうなこともございましたので、それらも聞きかねると、何かすっきりした内容ではないけれども、まず、今後のこれからのこういう内容にいけるのであれば、内容を充実させた方向に持っていかれるならばいいなと考えています。

選挙区におかれましても、やはりこれはその地域の方々がよくその地域を把握した中での持ち寄りでございますから、大事だと思いますので、そういう方向がいいのではないかなと思っております。以上です。

○石川秋男委員長　それでは、小選挙区ね。小選挙区制ね。

○高橋次男委員　だから、最後に言ったように、地域の人達が結局一番分かっているから、地域制で区割りの選挙がいいということでございます。

○石川秋男委員長　では、大内さん。

○大内　朗委員　鶯沢の大内でございます。

この農業委員会の定数等検討委員会に出席させていただきまして、農業委員会の会長さん方からいろいろ発言を聞きまして、本当に勉強になったような感じがしておる訳ですが、結論から申し上げますと、やはり当初については、町村ごとの小選挙区制が望ましいというふうに思います。

○石川秋男委員長　ありがとうございます。次に、金成の菅原さん。

○菅原　博委員　金成の菅原です。

ずっと皆さんの意見を聞きまして、ここまで来るとほとんどの意見が出尽くしたような形の中での私



の意見であります。

結論から申しまして、結局は土地とやはり農業委員会は切っても離せないということで、案件から何から全部全て土地に関わるということですので、これは小選挙区ということでいきたいと思っております。

また、いろいろと問題点もございましょうが、それなりにするにはちょっと40人では足りないというふうな感じで今おる訳でございます。いずれにしても、郡内の会長さん方と協議した結果が何か方向がずれているような気がしますので、その辺も配慮があればよろしいなと思っております。よろしくお願ひします。

○石川秋男委員長　ありがとうございます。飯田さん一言。

○飯田　明副委員長　金成町の飯田でございます。

農業委員会の皆さんには本当に、私もいろいろ調べてみたんですけども、法令に基づく必須業務とか任意業務とか、それである意味ではその地域に根差した形の、農家の方1人1人の、場合によってはその財布の中身までいろいろと調べた上でいろいろな農業政策振興を行っていかねばならないということで、私もそれなりに見てみたんですけども、確かにこれだけの広い土地で本当に40人という形でやっていくのはなかなか大変かなと思っておりますけれども、これはやっぱり将来的には登米とか大崎とか、あちらの方も2つということになっているみたいですけども、将来的には1つになるというふうな方向性も出されているようですので、そういう部分ではもう早い時期にある決断を持って進んでいかねばならないという結果になったのではないかと私は思っています。

それで、基本的にはそういった地域とかのいろいろな特性を考えれば、農業委員の中にはやっぱり地域密着型で活動されていくのが一番やはり効率的にもいい在り方であると思っておりますので、私は各町村ごとに、ひとつちょっと私の計算では各町村で1町村3人とかというのを一応出してはみたんですが、ちょっとこれは選挙の、国の規律等で、格差が取り決められるかという問題もありますので、ちょっとそこら辺がいろんな検討になるかと思うんですけども、各町村ごとに必ず選挙をやられた方がいいのではないかというふうに思います。

○石川秋男委員長　それでは、志波姫の白鳥さん。

○白鳥一彦委員　志波姫の白鳥です。

小選挙区制でお願いしたいと思っております。

ただ、小選挙区制のあり方も一度3月から7月までということで、在任特例も使っておりますので、あと定数の配分につきましては、その定数基準に考えられる項目というのがいろいろあると思うんですけども、その定数に対しまして、その項目から見まして、大きな町村ごとに対しての、例えば議員の定数を決める時のような傾斜配分的なことはないように、その農業者数なり、面積なり、その数字に合ったなりの40の枠で計算していただければと。もしそういうことが不可能であれば、オープン制というふうに考えております。

○石川秋男委員長　はい、分かりました。それでは、花山の千葉さん。

○千葉幸雄委員　花山の千葉でございます。

委員の皆様方のお話を聞かせていただきましたが、私達農業委員会会長達は、2委員会でやろうというような決断をした訳でございますが、さっぱりこの合併協議会の方では、酌んでもらえなかったとい

うことは大変残念でございます。皆さん話はしておりますが、これだけの広大な面積を40名でというのは、私も大変皆さんから農地を守っていけるのかいけないのかということで、心配をしております。

ただし、前回の会議を含めまして、1選挙区、40名以下ということでございまして、今それを差し戻す訳にもいかないと思いますので、今後とも小選挙区でやっていただきたいと思ひますし、できるだけの便宜を事務局にお願いしますが、計らっていただきたいと思ひます。

○石川秋男委員長 次に、中鉢委員。

○中鉢泰一委員 花山の中鉢でございます。

皆さんのご意見を拝聴したりいたしました。農業委員さん方というのは栗原郡を全部合わせれば2万8町歩ですか。その上に立って真剣になって活躍をされておる訳でございます。そしてまた、地域におかれましては、やはり地域密着型で地域の皆さんと、農業者に本当にお世話するのも農業委員さんである訳でございます。

ただ、協議会の中で定数40名と定まった訳でございますけれども、今後の活動状況については全く見えていない訳ですね。やはり、今後住民に対してどれだけサービスできるかということをやっぴりこの辺でこの活動状況について、やっぴり見出さなくてはならないのではないかなと、このように思ふ訳でございます。

そして、選挙区につきましては、やはりこれは1回だけじゃなくて、やはりこれは当分の間選挙区を設けてやる必要があるのではないかなと思ふ訳でございます。その理由として一体何かといいますと、さっきも申し上げましたが、各町村において、いろんな特性を持った農業をやっていると。そういう中で、その農業委員さんが、今度別々に分かれてしまうようになったんでは、そこの地域の特徴を生かせないのではないかなと。このように思ふ訳でございます。私はやっぴり選挙区は、1回だけじゃなくて、当分の間ということにしたいと思ひます。

○石川秋男委員長 ありがとうございます。

ただ今20人中私を除いて19名の委員の方達からいろいろとご意見を出していただいた訳でございますが、結論から言いますと、一迫の門傳委員、農業委員さんは、まず選挙区については結論がなっていないようでございますが、あとの18名の方々は、ほとんど小選挙区制ということで、意見が固まったようでございます。

したがいまして、一迫の門傳さん、何かさっきからいうと、まだ言い残したことがあるようでございますので、ひとつ前向きなお話であれば伺ってまいりたいと思ひます。

○門傳 仁委員 そういうふうな限定であればお話ししません。前向きな限定というか後ろ向きな限定というか、そのような話はしておりませんので。ですから、それはそういう前提でお話ししろというのであれば、話ししません。

○石川秋男委員長 それでは結構です。

じゃ、事務局との打ち合わせでございますので、暫時休憩します。

午後3時00分 休憩

午後3時10分 再開

○石川秋男委員長 休憩を閉じて会議を再開をします。

まず、先ほどお話ししましたとおり、私を除いた19名の委員の皆さんのご意見を聞いたんですけれ

ども、19名のうち18名の方々の委員さん方から選挙区については、小選挙区でもっていきべきだということのご意見が大半を占めた訳でございます。そうした結果を踏まえまして、これを皆さんの偽らざる意見と思って、まず合併協議会の方でそれを報告することの決定をいたしたいと思っております。

なお、門傳さんのご意見等も十分に酌み取り、合併の協議会の方に報告する場合、十分に意見を付して協議会の方に申し入れをしますので、その辺を十分にお含みの上、皆さんのご賛同を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それからですね、あと小選挙区に決まった訳ですけれども、あと定員が40人以内の割り振りについては、次回の検討委員会で皆さんのご意見等を踏まえながら、結果を生み出していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、事務局の方で、次回の検討委員会の日程……

○三浦徹也委員 はい。

○石川秋男委員長 はい、どうぞ。

○三浦徹也委員 若柳の三浦です。

小選挙区制をとるとということについては、大方の意見で決まったようですが、その選挙区の採り方なんですが、町村ごとに採るのか、あるいは私が前に資料を出しましたように、ブロック構成の選挙区を採るのか、そこに挙げたのは、1つの私の考え方の例として挙げたので、4ブロックに区切ってやるのか、3ブロックというふうな考え方でそれを考えてみたんですけれども、その辺はどんなふうにしていったらいいのか。

○石川秋男委員長 私が今までお聞きした中では、やはりあくまでも今の町村ごとに選挙区を設けるということが一致した意見だと私は解釈しております。

○三浦徹也委員 ブロックじゃなくて、町村ごとに設置して選挙するという考え方でまとまると。今のですね。それで決定では結構ですけれども、ブロック選挙などについては全然考えないと。

○石川秋男委員長 というのは、小選挙区にしたのは、やはりあくまでもブロック制とか一本にする、やはり大きい町村はいいんですけれども、小さい町村なんかは選挙するブロックとか、一本にすれば、選挙では1人も出ない可能性も出てくることもある。だから、やはり町村ごとの、今の町村単位で選挙区を設けた方が一番ベターじゃないかというような考えなんです。恐らくそういう見方だと思います。私が委員の皆さんの意見をそういうふうを受けとめましたので。

○三浦徹也委員 はい、分かりました。（「はい委員長」の声あり）

○佐々木幸男委員 先ほど1人1人ご意見を伺った訳であります、今委員長の方から選挙区制については小選挙区制を設けてやると。その解釈とすれば、町村別に選挙区でやるんだというふうなことであります、先ほどご意見伺った時に、私もなんですが、私は当面小選挙区制でやる必要があるのではないかというふうな話したんですが、中には当分という方もあったようですし、その辺やっぱり検討委員会として決めておかないと、1回だったとか何とか、あるいは当分だったのか、2回になったんだか、分からないと後々問題が起きますので、その辺の意思統一を図っていただきたいと思っております。

○石川秋男委員長 ただ、当分とか、あと何とかというふうに謳ってしまうと、新しい市の委員会が誕生する訳ですね。その人達が新しく合併した委員の中でやはり2年なり3年経過した中で、これは

どうしたらいいかということ新しい委員さん達が考えるのがベターではないかと私は思うんですけども。ここできちっと決めてしまうと、新しい人達が結局前の検討委員会で決めたんだからということになれば、今度は縛りが出てくるのではないかという感じを持つただけでも、その辺どうなんですかね。（「よろしいですか」の声あり）

○佐々木幸男委員 農業委員の定数とか、そういったものは当然新市の条例において定まるんですが、その条例を改正するのは当然議会議員の皆さん方が議決する訳でありますけれども、この附属機関の、附属の検討委員会として意見集約した場合、合併協の協議議決する訳でありますけれども最終的には。この小委員会としては当分なり当面なり、このままで地域に密着した農業委員会でいくのだよというふうな位置付けは、私は何らやぶさかではないのではないかなというように思いますね。

あとは、それは必要か必要でないかというのは、新しい新市の議員さん方が決定する訳でありますから、それについてまで私も言及する筋合いのものではないと。

○石川秋男委員長 そういうことの位置付けするべきだというのであれば、やはり私の考えですけれど「当分の間」でしょうね。

○佐々木幸男委員 だから、それを文言として取り入れないとうまくないんじゃないですかね。ただあれだけでは。

○石川秋男委員長 今の瀬峰の委員さんからのお話なんですけれども、そういう文言を取り入れてはということですけども、皆さんいかがですか。（「当分の間でいいです」の声あり）じゃあ、「当分の間」というような意見ですので、いいですか。（「はい」の声あり）

瀬峰の佐々木委員さん、いいですか、「当分の間」で。（「はい」の声あり）皆さんがそれで結構だというなら、そういうことに決定します。

○大内 朗委員 委員長、いいですか。

○石川秋男委員長 はい。

○大内 朗委員 さっき委員長から選挙区制にするということがありましたが、町村ごとの選挙区制にするとかというふうなはっきり明言をして、皆さんに諮っていただきたいのです。どっちだかさっぱり私は聞き漏れたんだかなんか分からないけれども、もう1回皆さんにひとつ……

○石川秋男委員長 現在の町村単位でそこに選挙区を設けるということでもいいですか。（「はい」の声あり）

○門傳 仁委員 一迫の門傳です。

農業委員会法の第10条の2に「市町村長は農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、都道府県知事の承認を受けた場合に限り政令で定める基準に従い、条例で当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる」ということになっていますので、これは市町村長が議会に提案して条例をつくって、選挙区を作るんですから、その辺間違いないようにしないとだめです。

それで、小委員会としてはそういう要望があるということではないかと、あくまでもだめだと思えますけれども。だから、これを見ると次に選挙区を設けないよとなるのも、新しい市になってからの議会でそういう提案があれば、今度はそうなる訳ですよ。（「原則は1つなんですかね」の声あり）市町村長が必要と認めて、県知事が許可をするということです。

○石川秋男委員長　それで、あとは次回の検討委員会を27日の午後1時半から一応この場所をセッティングしておりますので。

○門傳 仁委員　よろしいですか。

○石川秋男委員長　はい。

○門傳 仁委員　先ほど私の意見も十分にお伝えするというお話でしたが、どういうふうな形でお伝えいただけるんですか。

○石川秋男委員長　だから、農業委員の委員の方達はあくまでも当初からの、まず持っていき方がまずかったから、その辺でいろいろ腹立たしさもあるし、どういう合併の検討委員会なんていう、もうちょっと、もうちょっとよりも最初から組み入れるべきだというふうなことを相当な委員さん達全員の意見だということを言うというだけじゃ。その辺のことは決められてしまったことだから、あれ以上できないということだから。その辺はちくりちくりと合併協議会の方に申し入れをしていくというか、形をとらせてもらいたいという話だと。それでご理解をしていただきたいと私は思います。まだまだ不満があるのは分かりますよ。私もその辺はそれ以上のことは立場上言えない訳ですから。

○門傳 仁委員　一迫の門傳ですけれども、合併協の幹事会の議事録については、提出することは本来ないという建前でしょうから、できないよという話でしたが、かいつまんでその内容というものを文書にさせていただきたいのですが、それはいかがなものでしょうか。それが1つ。

それから、もう1つが合併協議会のホームページの中でなかなか議事録が公開されていない訳なんですけれども、ほかの協議会の場合はもっと早いんですね。非常に1カ月、2カ月たっても出ないと。議員の小委員会の議事録もさっぱり、最初から1つも出ていない訳なんですけれども、その辺のところを早く出してほしいということがありますので、それも2つについて。

それから、もう1つ、この検討委員会で先進地を視察するというようなお考えがあるかどうかということをお聞きしたいんですけれども。

○鈴木事務局長　まず、幹事会の議事録の要点についてというお話でございますけれども、この幹事会の議事録の件につきましては、既に門傳委員さんの方には幹事会での意見集約の結果をご報告したところでございますが、今のお話も含めまして一回幹事会にこういう要請があったんだと。前は議事録そのものについては出す前提で幹事会を進めている訳ではないんですというお話をしていますが、今回この要点の部分についても、正副幹事長も含めてご協議して、ご回答したいと思います。それから……

○門傳 仁委員　それは文書でということですね。文書で回答いただけるものと。

○鈴木事務局長　例えばお電話かなんかではうまくないですか。

○門傳 仁委員　できれば文書でいただいた方が証拠が残るものですから、もしそれで出せないというのであれば、こちらから文書でご要望しますので、そして出していただければ筋は通るかなと思います。

○鈴木事務局長　それから、ホームページのいわゆる更新が遅いのではないかというお話でございます。1つは委託業者との関係もございます。それから、あとは例えば委員会の会議開催日が次回開催日というのが終わった日に決める訳です。それが例えば年末等々であったりした場合に、なかなか今年年末年始の休業の関係もございまして、その辺若干遅れているのは事実でございます。なるべく早い段階

で校正をして、更新をするようにこちら側としても努力したいと思います。

それから、この附属機関としての先進地の視察は考えていないのかというお話でございますが、この附属機関としての先進地の視察は、今のところ予定はございません。以上です。

○石川秋男委員長　それでは、大変長時間にわたってご協議の方をいただきました。今回第2回は、これをもって終了したいと思います。

○千葉事務局次長　それでは、次回一応1月27日、会場につきましては、ここの部屋をとれるようにお借りしたいと思います。通知の方でお知らせしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、内容につきましては、本日、三浦委員さんの方からご提案があった資料等もございますので、次回につきましては、選挙区の定数ですか、こちらの方を決めていただくような形になるのかなというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○門傳 仁委員　委員長、よろしいですか。

○石川秋男委員長　どうぞ。

○門傳 仁委員　古川地区とか登米地区とかを見てみますと、部会の、要するに農地部会等部会の設置についてとか、それから農業委員の報酬についてとか、そういうこともこの小委員会、あっちでは小委員会と言っていますけれども、小委員会の中で話し合われているんですよ。こちらの会議としてはどこまで協議会に対して提案をするのか。この委員会の位置付けによってまた違うんでしょうけれども、こちらは定数等検討委員会で古川地区も定数及び任期等検討委員会ということで、同じような検討小委員会というふうなことが大崎地方は、そういうふうな名前であるんですよ。どこまでのものをするのか。

○石川秋男委員長　ただ、確かに門傳委員がおっしゃるとおりで、私が合併協の会長である若柳の町長さんにそういうことを申し入れたことがあるんです。その時は、合併協の会長さんは、これはあくまでも新しい市になって、新しい委員になってからでいいんじゃないかという、そういう考えでおったようです。農地部会とか農政部会、あるいはそれに付随して協力員も出てくると思うんだけど、その辺は新しい委員達で決めていいんじゃないかと、そういう考えのようだったので、私はあえてここに載せなかったんです。

○門傳 仁委員　じゃあ、それはここの委員会においては委員の定数と選挙区の区割りだけを決めるということによろしいんですか。

○石川秋男委員長　委員会に付託されたことでいいんじゃないかと私は思うんだけど。

ただ、ここの委員さん方で決められていいものかどうかとも分からないんだよね。どうなの。

○鈴木事務局長　まず、第1点、そのいわゆる委員報酬等々については、この附属機関ではどうなのかという含みのご質問だったと思います。うちの方の附属機関の部分については、前回も多分スケジュール表にも提示してございますとおり、定数等というふうな中では、いわゆる定数と選挙区設置を含めた部分で検討をお願いしたいということでございます。

農業委員の報酬等につきましては、実はこれは特別職の身分の取扱いという項目の中でこれは先般の協議会に提案をしてございます。実質協議が15日ですか、なる訳で、その内容については、県内の団体等を考慮しながら決めますよという内容で提案をしている状況でございます。

○石川秋男委員長 門傳さんいいですか。

○門傳 仁委員 だから、大崎とか登米ではそういうふうなことをこの委員会でやっているんですけども、やらなくたっていいということですね。あんた達はいいからということになるんですか。

要するに、今言ったように、大崎ではこういうふうにしてやっているんですよ。それなのに、私の方の栗原については、徹頭徹尾そういう羽をもがれたような状態の中で私達は議論しなくてはならないんですよ。何かどうもおかしいなという気がするんですけども。その辺、委員長どうお考えですか。

○石川秋男委員長 だから、結局農地部会のことですか。

○門傳 仁委員 それも含めて。それから、農業委員会協力員の話も聞くんですが、協力員たってやっぱり誰もやったことはないですから、分からないですけども。それで、それがどれだけ予算がかかるかとか、それから農業委員が40人になってどれだけ予算がかかるんだとか、それから、事務体制は何ぼになるのかということ。先日農業委員会の方に農業会議から送られてきた農業委員会の設置状況ということで送られてきた中には、ほとんど事務局の人数とか、そういうものまでも中には入っていたものもあるんですよ。それから、もう1つが1号委員、2号委員の関係ですよ。2号委員をどれだけ置くかとか、そういう話も、それもまた定員等も密接に関係してくるんだと思いますね。

○石川秋男委員長 それは議会で、2号委員ですか、その人達が決めるんですから。ただ、部会とか、協力員というのは、あくまでも今回の検討委員会に載ってきていないのだから。それを我々勝手に云々される中身でないと思うのね。

○門傳 仁委員 だからおかしいんじゃないかという気がしますけれども。

○石川秋男委員長 ただ、だから、それらも含めて協議会の方に今日の決定事項とあわせて意見を付して出してやるということで、さらに事務局もね、今言った部会制とか協力員とか……

○門傳 仁委員 それを幹事会に出してどうするんですか。要するに幹事会で今度は何をするんですか、それを受けて。その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○濁沼事務局次長 多分、内容が違うと思うんですが、皆さん議論された部分というのは、幹事会にまた上がっていく協議ではありません。幹事会で1つの方向ができています。協議会に幹事会の部分で、案がいろいろ協議されて、練られて、協議会に提案になります。ここで、附属機関で議論されている部分は、協議会に報告をされて、そこで決定すると。その内容がまた協議会の幹事会に戻ってくるということ組織的にはあり得ないです。

あくまで幹事会は協議会に提案する、その内容を議論し調整し、その案を練って、協議会に提案するという部分を議論し、協議する部分が幹事会なんです。皆さんのご意見をいろいろと協議された分については、すぐ協議会に報告されて、そこで決定になると。

それから、先ほどの2号委員の関係です。この部分については、これを定めの中に最大幾らだという人数が決まっています。それをどの人数を選択するのかと、これは条例制定が絡んできますし、それから、最終的には新市長の権限の範囲内で決めると。皆さん方に協議を検討お願いするという部分については、選挙委員の取扱いです。

それから、農業委員報酬の関係ですが、これは、逆にそれ以外の特別職、農業委員も含めて特別職ですが、例えば市長の報酬、それから三役の報酬、教育委員会の報酬、それから選管、いろいろ特別職が

あります。それらを含めて全体的な特別職の報酬関係をどのように決めるか。それを全体的な特別職の中で議論していくことになります。

ただ、先ほど局長が言ったように、この間の25日の協議会に提案した内容は、どういう、細い、例えば農業委員の報酬については幾らにするかという部分じゃなくて、その決定する考え方、例えば類似市町村の市を参考にして決定するとか、例えば10ヶ町村で一番高い報酬をもって新市の報酬にするとか、いろいろ決め方がありますけれども、その決め方として類似市の報酬等を参考にして決定するというような部分で25日に提案させていただきました。でありますから、ただ、そうなりますと、新市の例えば農業委員の報酬については、10ヶ町村でも今の既存の10ヶ町村でも高いところと低い町村の報酬があります。その報酬は使いませんということです。10ヶ町村の新市の農業委員の報酬を決める時には、10ヶ町村の既存の今の報酬は別にしますと。類似市の部分を参考にして報酬額を決めますということになるかと思えます。

ですから、別な言い方をしますと、その報酬金額、協議会によってはいろいろなところで議論されて、協議もしている協議会があると思いますが、栗原については、それはそれで特別職の取扱いの関係でということで、当然それは考え方が整理されたら、その考え方に合った、沿った内容でこれから具体的な金額が調整されてくるということになります。

○門傳 仁委員 そうしますと、ここで論議されたことは、幹事に一旦上がるということなんですね。幹事に上がって、そこから本協議会に提案されるという形。

○濁沼事務局次長 先ほど言いましたように、ここで議論されたやつは協議会で報告すると。例えば今いろいろな議論されましたね。それは委員長さんが、当然1回、2回、今度3回目の委員会も含めて出席者がどういうメンバーで、それから何時からどこでどんな議論をされたかと。最終的にそんな議論をされて、最終的に今日の例えば2回目の附属機関の委員会でこんな結論になりましたという部分まで添えて、最終的に委員長さんが協議会で口頭で説明して、報告するようになっています。当然口頭と合わせていろいろな協議経過も踏まえて、これは全ての協議会の委員さん方にその結果を踏まえた報告書を配付いたします。

先ほど門傳さんの意見等、どういう会長に報告するのかという話ですが、例えば誰々さんがどんな話というふうにはしません。ただ、2回目の会議の中でこんな議論も議論された。こんな意見もあった。それを踏まえて最終的にこういう集約になったという部分を含めて協議会に報告するというようになります。

○門傳 仁委員 そうしますと、もう1回確認しますが、この委員会で検討することは、委員の定数と選挙区のみということによろしいですね。

○濁沼事務局次長 そのように理解されてよろしいと思います。

○石川秋男委員長 いいですか。

○小野寺(桂)調整第二班長 どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして第2回を閉会します。副委員長の方からご挨拶をいただきます。

#### 4. 閉会の挨拶



○飯田 明副委員長 長い時間大変皆様ご苦勞様でした。

やっぱりこの手の問題を話し合う時に、私もここに皆さんの、農業委員さんのお話を聞いて、やっぱり何となく分かるんです。ただ、ひとつ新しく今度合併特例法という法律を使って合併しましょうと。合併して新市になる訳です。そういったことの手続のいろいろな決まったルールというのはちょっとやっぱり無いみたいです。先進事例とかという形でいろいろと我々もそういった部分の情報をもたらたり、あるいは行ってみたりということなんですけれども、結局その地域によってやっぱりそういう特色がある訳ですし、その各町村が合併するに当たってそのやり方というのはいろいろ千差万別あるような気がします。

それで、例えば、実は私のところにも登米、大崎地区の議事録を持ってきたんですけれども、ですから、登米、あちらの方にはそれだけやっぱり時間をかけて議論はされて、持ってきたということはあるかと思います。ただし、栗原の場合には協定項目の中でどれぐらいの議案、協定に対して重みを置くかという定義付けというのは、なかなかちょっと私もよく分からないところがありますけれども、今度決めなければならない項目の中にはこれとこれは確実にきちんと決めた上で、あと協議会の方に協定として出されて、それを各、今度合併する自治体の首長さんが協定して、それで新市として合併しましょうというふうな手続を今踏もうとしている訳です。

それで、新しく市になる、新市になるということは、結局農業委員会さんだけじゃありません。議員さんだって何人か首切られます。首長さんも1人になります。そういう部分で変に我慢するということはないかもしれませんが、そこら辺の痛みは伴う、実はアメとムチという言い方で合併と揶揄されたとも言いますが、実は意外と厳しい部分が結構あるんだということは皆さんやっぱり認識して、いろいろとこれからの議論に関わっていくべきじゃないかなというふうに私は思っております。

まだまだちょっと、まだ今日2回目なんですけれども、ここまでいろいろと議論が進むというのは、結構順調な方なんではないかというふうな感じがしています。

実は、ほかにも小委員会2つ、3つあるんですけれども、議事録が出ていないとおっしゃいましたね。議事録がなかなかまとまらないせいもあるのかなという部分もありますけれども、それだけ難しい、もっとなかなか話の取りまとめが、落ちつく場所がなかなか、どこまで時間がかかるというような議論というのがありますね。

ただ、我々はこの附属の機関で、小委員会として与えられたテーマに対して、皆さんで1つの合意となる提案を協議会に提出をしていただくことに今後努力を傾けたいと私は思っております。

ちょっとばらばらな話ですけれども、よろしくご協力のほどをよろしくお願いいたします。以上です。

## 5. 閉 会

○石川秋男委員長 どうも皆さんありがとうございました。

午後3時47分 閉会